

国債工事の繰越に伴う契約事務手続の見直しについて

山内 洸平

総務部契約課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1）

国庫債務負担行為による工事契約（以下、「国債工事」という。）においては、複数年かけて工事を履行するが、当初予定した設計工程どおりに工事を行うことが困難な場合がある。

工事で一時中止が発生し、工程どおりに進まず、当該年度の出来高完成期限（後述説明）を延長することとなった場合、繰越に伴う契約事務手続が発生し、事務処理が増加することとなる。

本論文では、当該繰越に伴う契約事務手続のうち、軽減できる内容について考察を行う。

キーワード： 国債工事，変更契約，工期延長，一時中止

1. 用語説明

初めに、国債工事の契約事務手続において使用する用語の概念を説明する。

(1) 会計年度独立の原則

会計年度独立の原則とは、各会計年度の歳入はその年度の歳入をもって支弁することとしており、一会計年度に使用する歳出予算の経費金額を、翌年度以降の歳出予算を使用して財源支出を行うことができない原則である（財政法第12条及び第42条）。¹⁾

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為とは、会計年度独立の原則の例外であり、国会の議決を得て、複数年（原則5年以内）にわたり、債務負担の効力が継続する行為であり、履行期間が複数年にわたる工事契約等に活用されている。ただし、あくまでも債務負担の権限のみを持ち、支出権限を与えるものではないため、実際に支出する場合は、当該年度の歳出予算に改めて計上する必要がある。¹⁾

(3) 支払限度額

工期が複数年にわたる国債工事では、各会計年度の工事量に応じた限度額を設定して支払うこととなり、この各会計年度に設定する限度額を支払限度額という。

各年度の支払限度額は、工事請負契約書に定めておく必要がある。

(4) 出来高予定額

出来高予定額とは、各会計年度の支払限度額を支払うため、履行しなければならない工事量を金額で表したものである。

また、支払限度額と同様、各年度の出来高予定額は、工事請負契約書に定めておく必要がある。

(5) 明許繰越

工事が一時中止等により、当該年度の出来高予定額を達成できない場合、当該年度に設定していた支払限度額の支出が完了できないこととなる。この場合、支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰越して使用することができるようになる（財政法第14条の3）。¹⁾

2. 繰越に伴う契約事務手続の現状について

1. で用語説明をしたところであるが、ここでは、国債工事で繰越に伴う契約事務手続の現状について述べる。なお、繰越に伴う契約事務手続については、様々な点で議論されているところであるが、本論文では、平成27年度から平成29年度の3ヶ年国債で中間年度に一時中止を行い、中間年度の支払限度額と出来高完成期限を最終年度に延長した場合を想定し、以下の(1)及び(2)の二点に絞り考察していく。

(1) 変更契約の事務手続について

国債工事において、当初予定した設計工程どおりに施工すれば、各年度に割り当てられる出来高予定額を基にして、工事を達成させることとなる。しかし、一時中止が発生し、その年度内に工事を達成できない場合は、以下の二つの方法で当該年度の出来高予定額を達成させている。

①当該年度の完成期限を翌年度に延長して、一時中止で達成できなかった出来高予定額分を達成させる方法である。

②当初設計しておらず、既に新工種として行っているものを取り入れる増額変更することで、出来高予定額を達成させる方法である。しかし、国債工事においては、複数年度内に工事を完成させることを目的としているため、最終年度に調整するための精算変更を除けば、増額変更を行うことはできない。

そこで、先行指示により、既に出来形として計上できるものを取り込む変更契約（出来高予定額を限度とする。）を行うことで、当該年度の出来高予定額を達成させている。この変更契約を中間年度変更契約という。

①と②のそれぞれ二つの方法により、中間年度に達成できなかった出来高予定額を達成し、その後、最終年度の工期に入ってから、必要な場合は、歳出予算にて、精算変更を行っている。

しかし、多くのケースでは、突発的な事象が生じていることで、①もしくは②のみで対応することが困難となっている。そのため、一つの案件で①と②を並立して行っ

て対応しているのが現状である（図-1）。

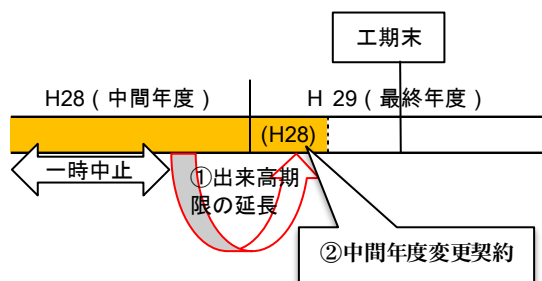


図-1 ①及び②の対応の仕方

(2) 一時中止に伴う工期延長について

初年度又は中間年度に一時中止が発生した場合、(1)の一つ目の方法で述べたとおり、その一時中止期間分については、当該年度の出来高完成期限の延長を行っているが、工期延長については行っていない。これは、各年度に生じた事由に関しては、その年度毎に対応するという考えにより、事務手続を行うため、当該年度の事由が翌年度に影響を及ぼないと考えていた。そのため、初年度又は中間年度に一時中止が発生したとしても、年度区分の異なる最終年度の工期延長を行っていない。

下図の例で説明すると、平成28年度に一時中止を行い、当該年度の出来高完成期限を平成29年度に延長しても、最終年度である平成29年度の工期延長は行っていない（図-2）。

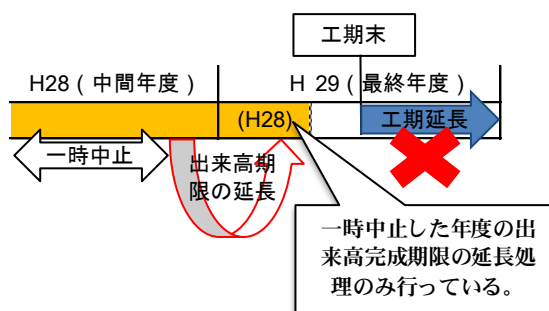


図-2 平成28年度に一時中止が発生した場合の事務手続

(3) 事務手続を見直す余地のある点について

(1)及び(2)で繰越に伴う変更契約の事務手続についての現状を述べたが、(1)については、平成28年度の出来高完成期限を平成29年度に延長しているが、平成29年度の工期に入ってから、増額変更が生じる可能性も存在する。その場合、各完成期限の年度区分に応じて変更契約を行っているため、2回の変更契約に分けて行うこととなり、受注者及び発注者双方に2度の事務手続が発生していた（図-3）。

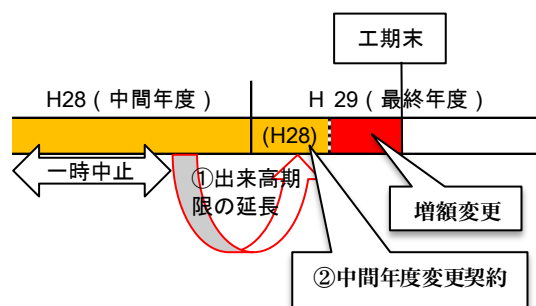


図-3 平成28年度に出来高完成期限を平成29年度に延長した場合の変更契約の行い方

(2)については、平成28年度の出来高完成期限の延長のみを行い、年度区分の異なる平成29年度の工期延長を行っていないが、その一方で、平成29年度の工期を考慮した視点から見れば、平成28年度の出来高完成期限が延長したことで、平成29年度の工期に直接的に影響を受けることとなり、工期が不足する恐れが生じる。

3. 契約事務手続を軽減するための考察

2. では、繰越に伴う契約事務手続の見直し余地について述べたが、具体的な契約事務手続の軽減について考察を行う。

また、平成28年度の出来高完成期限を延長した際、中間年度変更契約を会計年度区分上で平成28年度内に行うケースと平成29年度に入ってから行うケースが存在するが、平成28年度内に中間年度変更契約を行う場合、出来高予定額を超えた変更契約を行うことができないため、本論文では考察の対象外とする。

本論文では、平成28年度に一時中止が発生し、当該年度の出来高完成期限を延長し、会計年度区分上で平成29年度に中間年度変更契約を行う案件を焦点に絞ることとする。

(1) 契約変更の事務手続の見直し

本論文の例で説明したとおり、これまでは、平成28年度の出来高完成期限を平成29年度に延長した場合、会計年度上、平成29年度に入ったとしても、平成28年度の完成期限内の年度区分として考えていたため、変更契約事務手続については、中間年度変更契約を行っており、増額変更については、中間年度変更契約を待ってから行っていた。しかし、会計年度区分上の観点から見れば、平成29年度であれば、歳出予算での増額変更については可能である。このため、中間年度変更契約と増額変更を、1回の変更契約で対応可能と考えられ、発注者、受注者双方の負担を軽減できると考えられる。

(2) 中間年度の一時中止に伴う工期延長の実施

現状どおりの契約事務手続では、平成28年度の出来高完成期限のみが延長し、平成29年度の工期が圧縮してしまうこととなる。そこで、年度区分にとらわれず、平成28年度の出来高完成期限延長分が、平成29年度の工期に影響を受けていることから、その延長期間分に限れば、工期延長を行うことができると考えられる。

4. 契約事務手続の見直しの実施と効果について

(1) 中間年度変更契約と増額変更の一括

3. (1)の考察を基に、国債工事において、平成28年度の出来高予定額が未達のために、平成28年度の完成期限を平成29年度に延長して、平成29年度内に平成28年度の数量を精算するための中間年度変更契約を行う案件については、平成29年度の増額変更と合わせて変更契約を行うことができることとした(図-4)。

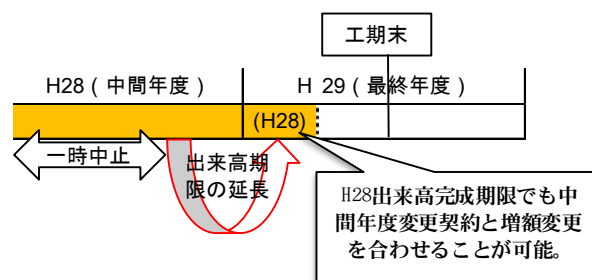


図-4 平成29年度における変更契約の取扱い方

(2) 中間年度に発生した一時中止に伴う工期延長について

平成28年度で一時中止を行うことで、平成28年度の出来高予定額が未達となる場合、平成28年度の完成期限の延長のみを行い、平成29年度の工期延長は行っていないが、工期延長の必要がある場合においては、一時中止再開時に平成28年度の出来高完成期限の延長に伴い、平成29年度の工期延長を行えることとした。(ただし、最終年度の年度末を超えない範囲)(図-5)。

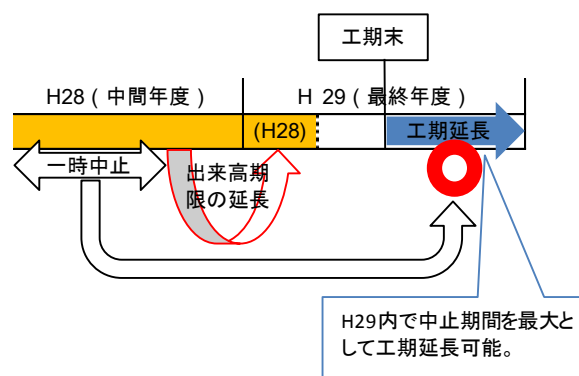


図-5 平成28年度に一時中止した場合の工期延長

なお、初年度の平成27年度を理由とした一時中止が平成28年度へわたる場合、その年度に生じた事由に関しては、その年度に対応するという考えにより処理をするため、平成27年度の出来高完成期限を平成28年度に延長することとなる。その際、延長した分に関しては、平成28年度に生じた理由ではないため、平成28年度の出来高完成期限の延長は行えない。同様の理由により、平成27年度の一時中止を理由に、平成29年度の工期延長できないとしている(図-6)。

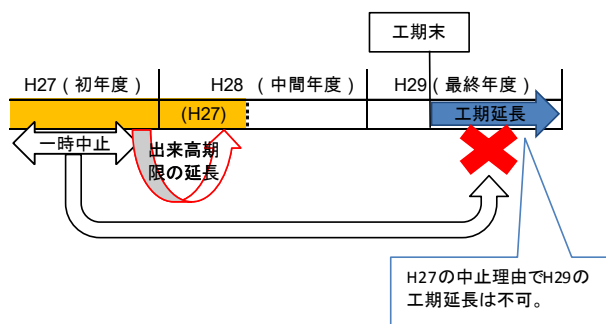


図-6 平成27年度の一時中止を平成28年度に延長した場合の工期延長

(3) 取り組み効果について

本官契約における、過去5年間の国債工事について、本論文の考察対象である、中間年度に一時中止を行い、当該年度の出来高完成期限に延長し、会計年度区分上で最終年度に中間年度変更契約を行った案件について調査した。

表-1については、本官契約の国債工事で、各年度の中間年度を抽出し、当該年度に一時中止を行った総数を左グラフで示し、そのうち、本論文の考察対象案件総数を右グラフで示している。

なお、下のデータの本論文の考察対象案件総数については、データベースから抽出することが困難であるため、平成27年度を中間年度として調査し、その結果を踏まえ、発生件数の比率を他年度に類推し、まとめたものである。

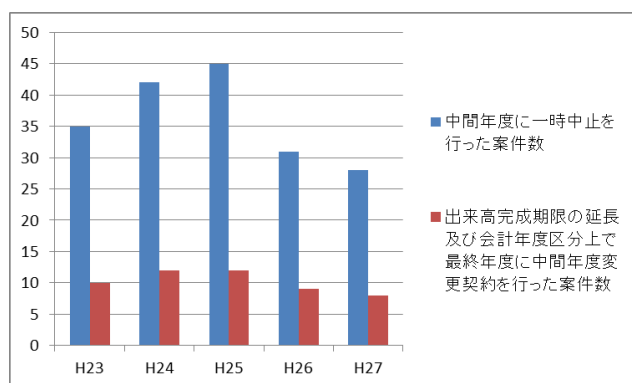


表-1 本官契約における中間年度に一時中止が発生した案件数とそのうちで出来高完成期限の延長と会計年度区分上で最終年度に中間年度変更契約を行った案件数

今回は、精細なデータを抽出するために、本官契約のデータに限り調査したが、表1で示したとおり、毎年25件以上の中間年度に一時中止を行っており、そのうち、毎年約30%以上の案件で、本論文の考察対象の契約事務手続を行っている。

今後も、同件数ほどの中間年度の一時中止が見込まれるが、今回の事務手続の見直しによって、国債工事の繰越に伴う契約事務手続の軽減が図られると考える。

5. 結び

今回の研究取り組みとしては、国債工事の繰越に伴う契約事務手続のうち、見直しできるものについて検討し、検討内容を実施することで事務軽減に繋げることを目的として考察し、取り組み事例を紹介してきた。その結果、国債工事の繰越に伴う契約事務手続の軽減が図られ、相応の成果を得ることができたと考えられる。

今後は、この研究を応用し、更に改善余地のある事務手続について、引き続き考察していきたい。

(1) 繰越しガイドブック《改訂版》

平成27年7月、財務省主計局司計課